

宗像市地域防災計画

事故対策編

令和 8 年 6 月

宗像市防災会議

本編は、大規模事故、海上災害、危険物等災害、林野火災、放射線災害において、市及び防災関係機関が実施する対策について、実施担当者、手順等を定めたものである。

目 次

第 1 章 大規模事故対策		
第 1 節 大規模事故の応急対策	第 1 大規模事故の対象と対応方針	1-1
	第 2 災害対策本部の設置	1-1
	第 3 情報の収集、連絡	1-1
	第 4 緊急避難	1-1
	第 5 大規模事故での応急対策活動	1-1
第 2 章 海上災害対策		
第 1 節 総則	第 1 計画の目的	2-1
	第 2 災害の想定	2-1
	第 3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2-1
第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害普及への備え	第 1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	2-5
	第 2 捜索、救助・救急、医療及び消火活動関係	2-6
	第 3 油等の大量流出時における防除活動関係	2-7
	第 4 関係者等への的確な情報伝達関係	2-8
	第 5 防災関係機関等の防災訓練の実施	2-8
第 3 節 災害応急対策計画	第 1 発災直後の情報の収集・連絡	2-9
	第 2 活動体制の確立	2-11
	第 3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動	2-12
	第 4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	2-13
	第 5 海上災害発生時における応急措置	2-14
	第 6 関係者等への的確な情報伝達活動	2-17
第 4 節 災害復旧計画	第 1 災害復旧対策の基本方針	2-18
	第 2 被災事業者等の復旧支援	2-18
	第 3 事後の監視等の実施	2-18
第 3 章 危険物災害対策		
第 1 節 総則	第 1 計画の目的	3-1
	第 2 災害の想定	3-1
	第 3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3-1
第 2 節 災害予防計画	第 1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	3-3
	第 2 防災知識の普及、訓練	3-6
第 3 節 災害応急対策計画	第 1 発災直後の情報の収集・連絡	3-7
	第 2 活動体制の確立	3-8
	第 3 個別災害に係る応急対策	3-10
	第 4 災害の拡大防止活動	3-11
	第 5 救助・救急、医療及び消火活動	3-11
	第 6 災害の拡大防止のための交通規制及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	3-12
	第 7 危険物の大量流出に対する応急対策	3-13
	第 8 避難の受入れ及び情報提供活動	3-13
	第 9 施設、設備の応急復旧活動	3-14
第 4 節 災害復旧計画		3-15

目 次

第4章 林野火災対策		
第1節 総則	第1 計画の目的	4-1
	第2 災害の想定	4-1
	第3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4-1
第2節 災害予防計画	第1 林野火災に強い地域づくり	4-3
	第2 林野火災に対する警戒の強化	4-3
	第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	4-4
	第4 防災活動の促進	4-8
第3節 災害応急対策計画	第1 発災直後の情報の収集・連絡	4-9
	第2 活動体制の確立	4-10
	第3 救助・救急、医療及び消火活動	4-12
	第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	4-14
	第5 避難の受入れ及び情報提供活動	4-15
	第6 応急復旧及び二次災害の防止活動	4-16
第4節 災害復旧計画	第1 迅速かつ円滑な被災施設の復旧	4-17
	第2 林野火災対策資料の作成	4-17
第5章 放射線災害対策		
第1節 総則	第1 計画の目的	5-1
	第2 災害の想定	5-1
	第3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5-2
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係	5-3
	第2 避難収容活動関係	5-5
	第3 緊急輸送活動関係	5-5
	第4 救助・救急、医療及び消火活動関係	5-5
	第5 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係	5-5
	第6 防災関係機関等による防災訓練の実施	5-6
	第7 災害復旧への備え	5-6
第3節 災害応急対策計画	第1 発災直後の情報の収集・連絡	5-7
	第2 活動体制の確立	5-9
	第3 屋内退避・避難収容等の防護活動	5-10
	第4 警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	5-11
	第5 救助・救急、医療及び消火活動	5-12
	第6 関係者等への的確な情報伝達活動	5-13
第4節 災害復旧計画	第1 関係情報の収集・調査	5-14
	第2 健康対策	5-14
	第3 風評対策	5-14

第1章 大規模事故対策

第1節 大規模事故の応急対策

【余 白】

第1節 大規模事故の応急対策

第1 大規模事故の対象と対応方針

大規模事故として対象となる災害は、以下のとおりである。

■対象となる災害の種類

- 大規模な交通事故（道路事故、鉄道事故）
- 航空機事故
- 大規模な火災
- 土木工事における事故
- その他（化学物質の漏洩、大規模ガス爆発等）

大規模事故は、風水害及び地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が局地的であり、市全域に甚大な被害が発生する可能性は低いと考えられる。

なお、大規模事故が発生したときは、一刻も早く人命を救助し、二次災害を防止することが基本となる。

第2 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置等適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な部・班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

第3 情報の収集、連絡

統括部（危機管理課）は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

なお、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

第4 緊急避難

市長、消防長又は消防署長は、大規模火災等で必要と認めたとき、警察署と協力して事故現場周辺の地域住民に避難指示を行う。

なお、避難方向や避難場所については、風向きや現場の情報を収集し適切に判断する。

第5 大規模事故での応急対策活動

市は、事故発生元関係者と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救

出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難指示等、必要な応急対策を行う。

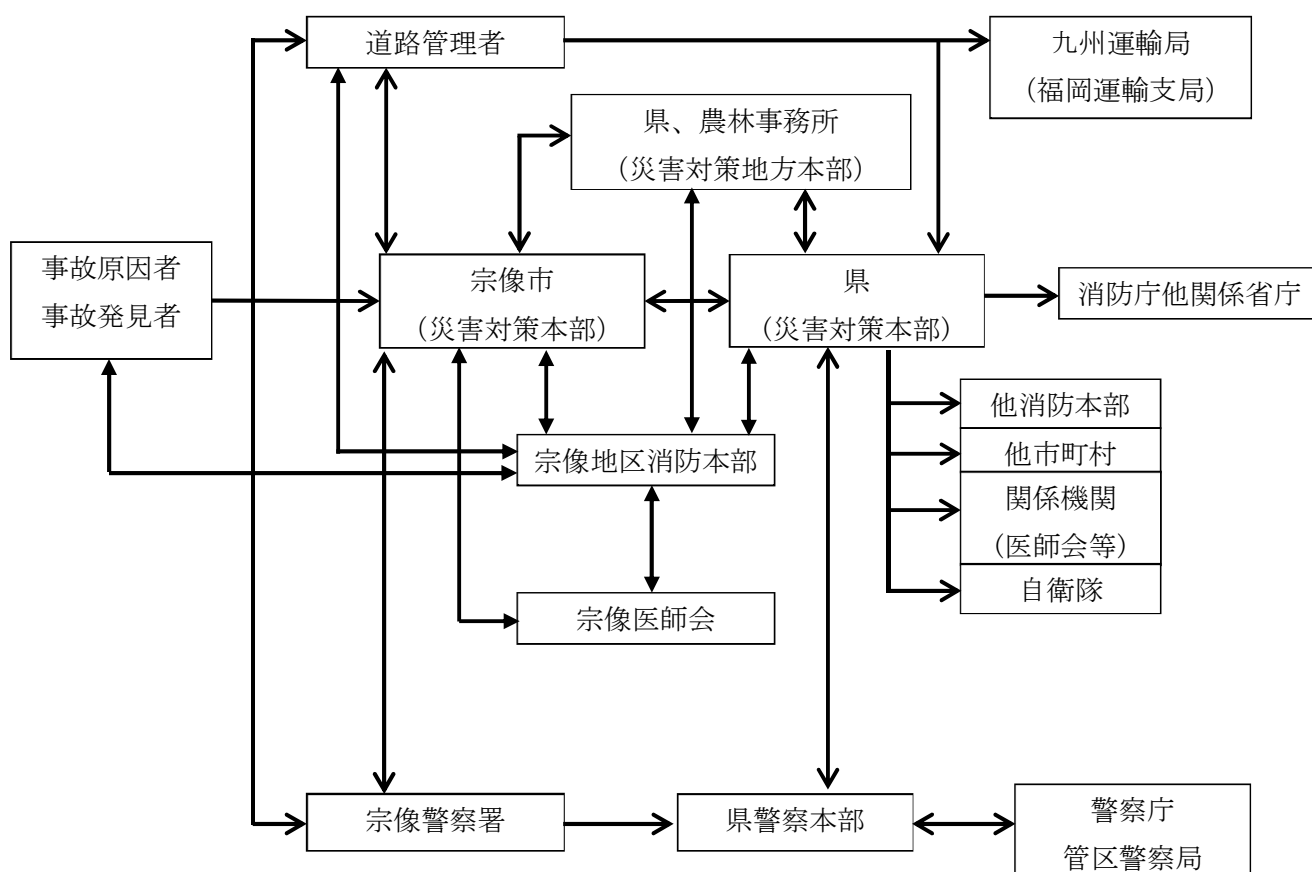
大規模事故に必要な応急対策活動は、以下のとおりである。

■主な活動内容

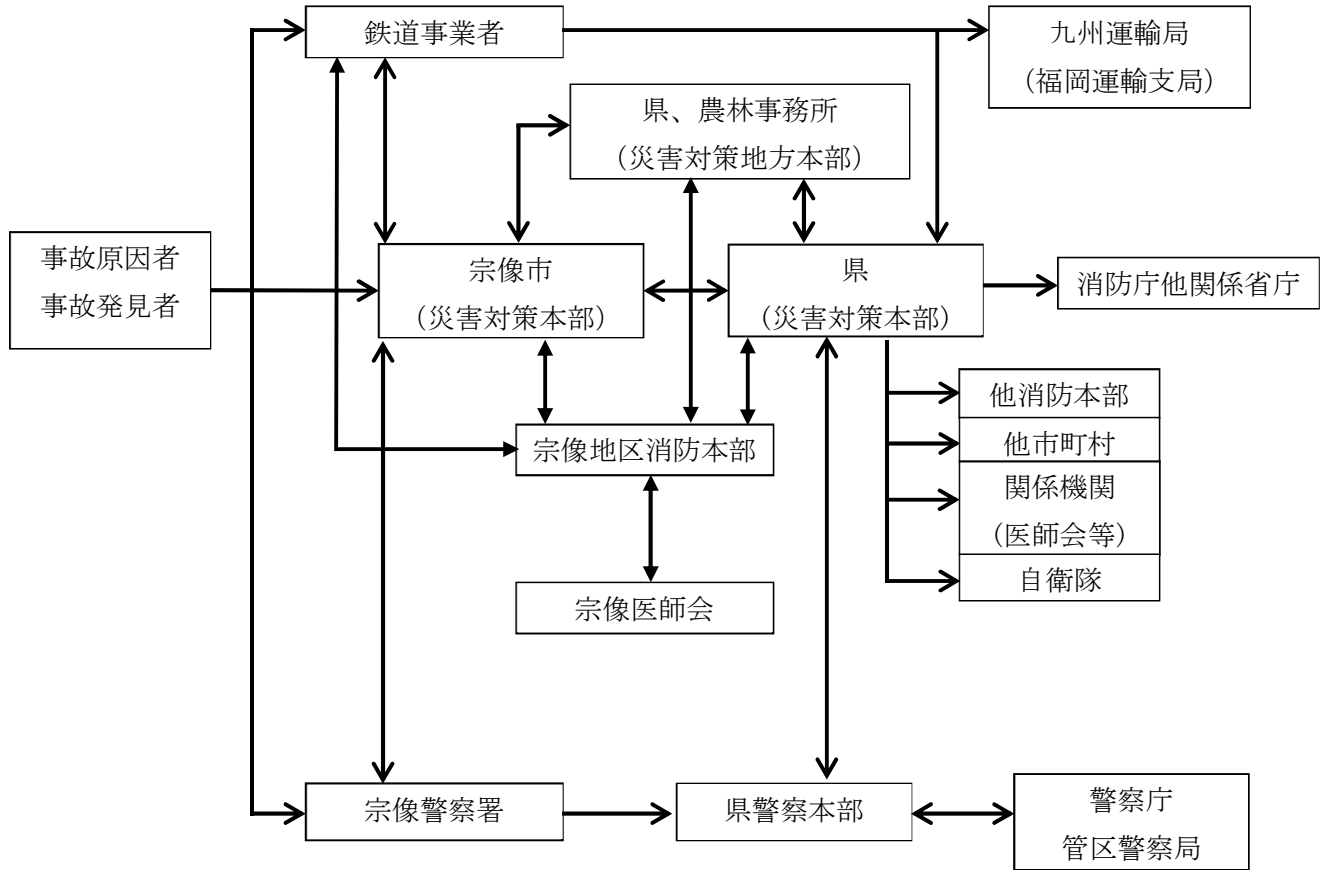
- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 関係防災機関との調整
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 避難所等の開設
- 死傷病者の身元確認
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- 県又は他の市町村に対する応援要請

注）各応急対策活動の詳細は、第3章・4章の関連節を参照。

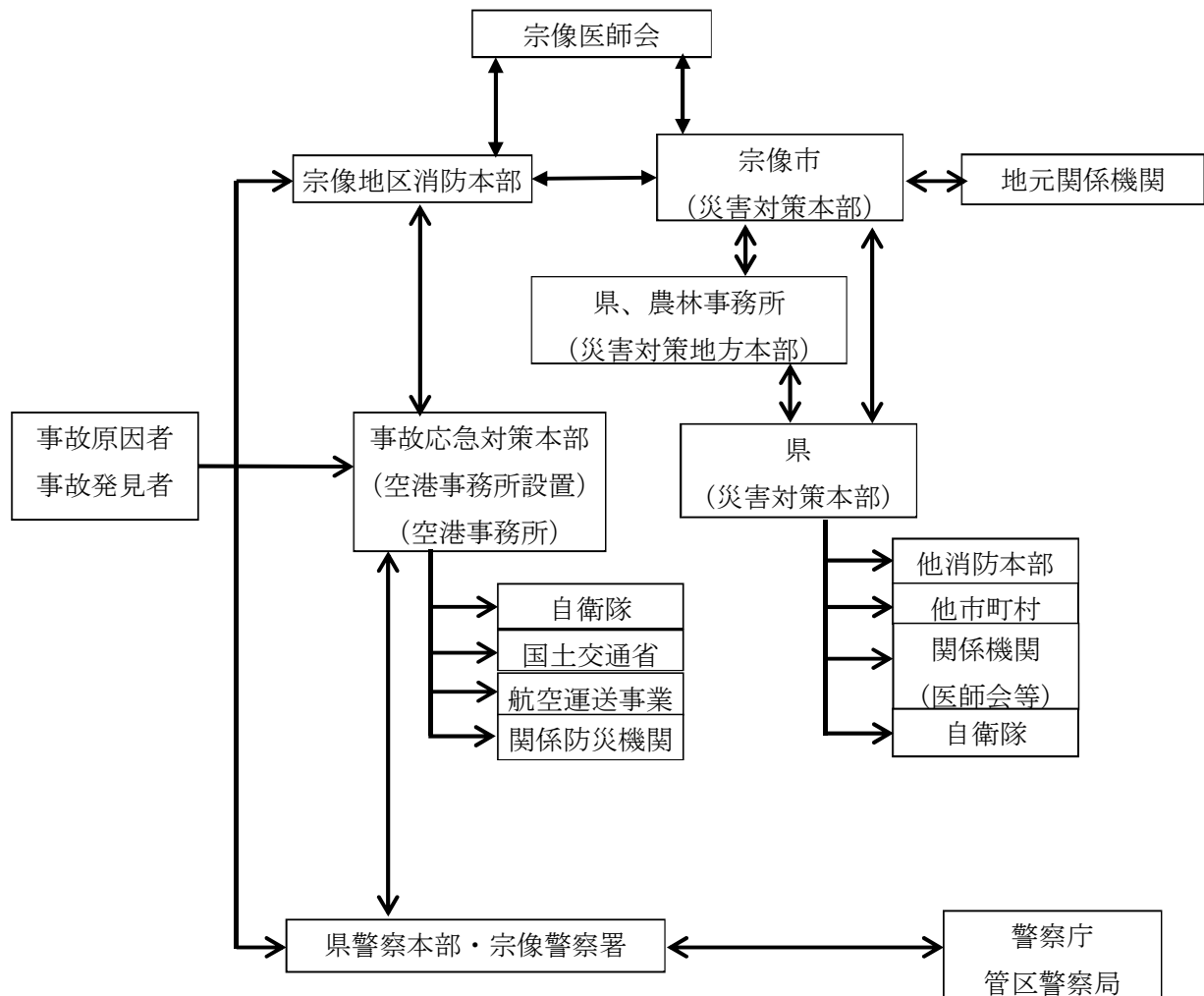
■道路災害情報伝達系統



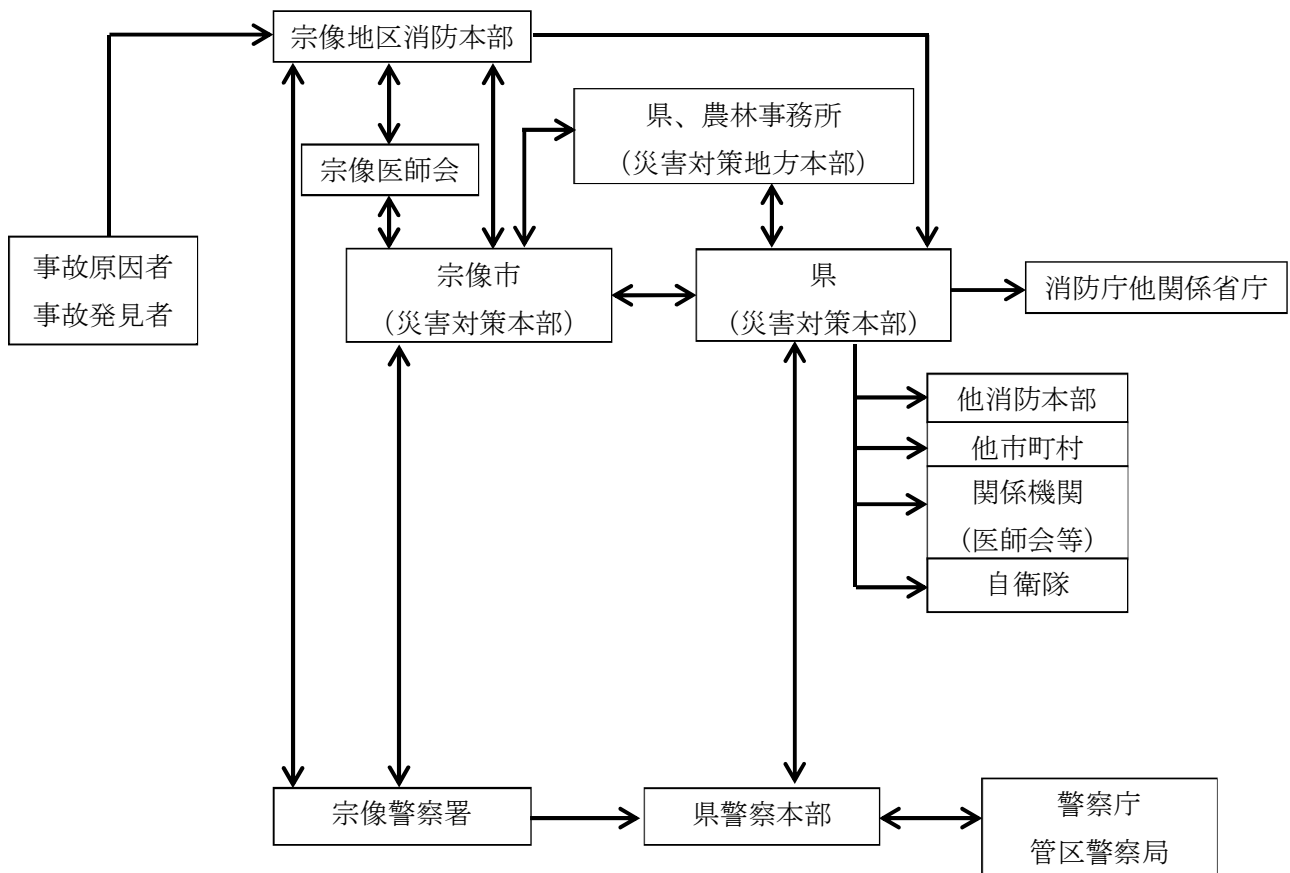
■鉄道災害情報伝達系統



■航空災害情報伝達系統



■大規模火災情報伝達系統



【余 白】

第2章 海上災害対策

第 1 節 総則

第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第 3 節 災害応急対策計画

第 4 節 災害復旧計画

【余 白】

第1節 総則

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年 法律第223号）第40条の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧）のうち、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海洋汚染等防止法」という。）に定める油、有害液体物質及び危険物等（以下「油等」という。）の船舶等からの大量流出及び海難事故に関し、県、市、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

なお、この計画に定められていない事項については、福岡県地域防災計画基本編・風水害対策編、地震・津波対策編及びその他の対策編の定めによるものとする。

第2 災害の想定

市域沿岸及びその地先海域において、船舶等からの油流出事故及び海難事故が発生、又は発生の恐れのある場合に、迅速かつ的確にその拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関と密接な連携を保ち、効果的な災害応急対策を実施する。

■対象となる災害の種類

船舶等による 油流出事故	○ 市域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設（屋外貯蔵タンク等）等の事故による大量の油の流出、火災の発生 ※有害液体物質（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第3項）の流出事故対策については、第5章第2節「危険物等災害対策」による。
海難事故	○ 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生

第3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

海上災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は、業務の大綱は以下のとおりとする。

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像市	○ 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 ○ 沿岸及び地先海面の警戒 ○ 沿岸住民に対する避難の指示 ○ 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置 ○ 死傷病者の救出、援護（搬送、収容） ○ 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油の防除措置の実施

機関の名称	事務又は業務の大綱
	○ 消火作業及び延焼防止作業 ○ 海上保安官署等の行う応急対策への協力 ○ 施設の所有者等に対する海上への流出防止措置の指導 ○ 防除資機材及び消火資機材の整備 ○ 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導 ○ 風評被害対策に関すること ○ 救助実施市は、当該市の区域内における災害救助法適用に関する措置
第七管区海上保安部	○ 関係機関への情報伝達及び協力要請 ○ 航空機又は船艇の被災海域への派遣並びに被害状況の把握及び結果の分析・評価 ○ 海難船舶乗組員の人命救助、被災者等の避難誘導並びに救護・輸送等 ○ 行方不明者の搜索 ○ オイルフェンスの展張等による油等の流出拡散防止、回収及び油処理剤の散布等による処理 ○ 海難船舶に対する損壊箇所の修理、流出防止作業及び安全海域への移動等応急措置の指導 ○ 消火作業及び延焼防止作業 ○ 防災資機材の整備、調達及び海上輸送 ○ 船舶の航行の制限・禁止、航行船舶の火気使用禁止の指導、在港船舶に対する移動及び誘導 ○ 海難船舶の破壊、油の焼却及び現場付近の海域にある財産の処分等応急非常措置 ○ 漂流物の除去等船舶航行の安全を図るための必要な措置 ○ 治安の維持（監視、警戒） ○ 排出油等防除協議会との連絡調整 ○ 災害対策連絡調整本部の設置・運営 ○ 関係行政機関の長に対する防除措置等の要請
九州運輸局	救援船舶の幹旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整
九州地方整備局	油等の流出拡散防止並びに回収処理等に対する協力並びに応急活動
福岡県	○ 的確な情報の収集及び関係機関への連絡通報 ○ 沿岸市に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 ○ 自衛隊、地方公共団体等に対する派遣（応援）要請 ○ 海上保安本部（海上保安部）の行う応急対策への協力 ○ 傷病野生鳥獣の救護体制の整備及び救護の実施及び漁場保全対策

機関の名称	事務又は業務の大綱
	○ 事故の状況、結果等について適時公表及び事後の可能な限りでの環境の状況の把握 ○ 風評被害対策に関すること ○ 災害救助法適用に関する措置 ○ 防除資機材及び消火資機材の整備 ○ 応急物資の幹旋及び輸送手段の調整その他の応急措置 ○ 補償対策に関すること ○ 県管理区域での防除及び市に対する防除措置の支援
警察	○ 災害情報の収集及び関係機関への伝達 ○ 警備艇による油等の監視、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒及び取締り ○ 人命救助の実施 ○ 危険防止又は民心安定のための広報活動 ○ 住民の避難誘導 ○ 避難地、避難場所、危険箇所等の警戒及び避難路等の確保 ○ 交通の秩序の維持及び通信の確保 ○ 関係防災機関の活動に対する支援 ○ 海上災害に係る警備実施用資機材の整備の実施
各地区排出油等防除協議会	○ 災害情報の関係企業への伝達 ○ 災害時における防災資機材の幹旋及び流出油の防除等、事故発生企業への協力
事故を起こしたタンカー等の所有者、占有者 船長 事故を起こした陸上施設の事業者等 災害発生の原因となった責任者等	○ 海上保安官署等への事故発生の通報及び事故発生地市との連絡・協議 ○ 現地における事故対策本部の設置 ○ 海難船舶乗組員の捜索・救助 ○ 死傷病者の身元確認及び家族への通知並びに見舞人、遺族等の受入れ、整理及び問い合わせへの対応 ○ 海難船舶の損壊箇所の修理、積荷油の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動並びに災害現場の早期復旧等 ○ オイルフェンスの展張等による油等の流出拡散防止、回収及び油処理剤の散布による処理 ○ 現場付近の者又は船舶に対する注意喚起の実施 ○ 必要に応じた、付近住民への避難警告 ○ 関係企業に対する応援協力要請 ○ 破損タンク内における残留物等の移換 ○ 消火活動等市への協力 ○ 災害対策連絡調整本部への責任者の派遣 ○ 防除資機材及び消火資機材の整備及び調達

機関の名称	事務又は業務の大綱
その他海上運送事業者はじめする民間業者、関係機関、団体等	自らの防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保管官署、その他の関係機関の応急対策に協力する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市、県等の防災関係機関及び事故原因者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (2) 市及び県等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、巡視船、車両等の多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。
- (3) 市及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進する。
- (4) 流出油の的確な状況把握及び情報の共有化が可能となるよう、関係機関で協議の上、流出油の状況についての通報要領の定型化を図る。

2 情報の分析整理

- (1) 市、第七管区海上保安本部及び県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。
- (2) 市、第七管区海上保安本部及び県等の防災関係機関は、油流出事故による環境への影響を迅速に把握・評価し、また、被害の発生を最小限とするために、平時より自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、漁場、養殖場、工業用水等の取水口、海水浴場、藻場、干潟、鳥類の渡来・繁殖地、史跡名勝等に関する情報）等を収集・整理し、情報図として整備する等その内容を充実し、防災関係機関において有効に活用できる体制の確立に努める。
- (3) 市、第七管区海上保安本部及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

市及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

4 職員の体制

- (1) 市及び県等の防災関係機関並びに民間救助・防災組織等は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。
- (2) 市及び県等の防災関係機関並びに民間救助・防災組織等は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員

に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

- (3) 市及び県等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。
- (4) 市及び県等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市及び県等の防災関係機関は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるように努める。
- (5) 市及び県等の防災関係機関は、土木・建築職等の技術職員が不足している市への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 市は県への、県は国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県あるいは県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。
- (2) 市及び県等は、消防の応援について近隣県及び市町村内全市による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

第2 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係

1 搜索、救助・救急活動関係

市及び民間救助・防災組織等は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、船舶、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

市、第七管区海上保安本部及び県は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者等と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担等、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

3 消火活動関係

- (1) 市及び第七管区海上保安本部は、平時から宗像地区消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- (2) 市及び第七管区海上保安部は、平時から宗像地区消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に

努める。

- (3) 市は、消防艇等の海上災害用の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

第3 油等の大量流出時における防除活動関係

1 資機材等の整備

油防除（除去）活動に際しては、回収船、ガット船、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤、ひしゃく、バケツ、ドラム缶、手袋、マスク、長靴、輸送車両等多様な資機材が必要となる。

このため、市、第七管区海上保安本部、九州地方整備局、県及び各地区排出油等防除協議会等は、油等が大量流出した場合に備えて、必要な資機材の整備を図るとともに、相互に油等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

また、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行えるよう、災害発生時に必要な資機材の要請、輸送、保管、配分等の実施方法について、関係機関相互で十分な協議を行う。

2 回収油の輸送・処理体制の確保

ア 回収油処理業者、処理場の確保

回収された油等（油等に汚染された砂等を含む。以下「回収油等」という。）は、産業廃棄物に当たるため、災害時にそれらを迅速かつ的確に貯留・運搬・処分することができるよう、県は、産業廃棄物関係業者の所在地、処理能力等を把握するとともに、災害時に大量に発生する回収油等の受入れについて協力体制の構築に努める。

イ 回収油等の処理に関する調査研究等

県は、回収油等の種類（海水のみ混入、砂混じり等）ごとのリサイクルの可能性、適切な油の貯留方法等に関する調査研究を進め、それらの情報について、第七管区海上保安本部、市等防災関係機関とそれらの情報の共有化を図る。

3 環境対策の充実強化

県は、市、獣医師会その他の関係団体と協議の上、油により汚染された水鳥等野生生物の捕獲・搬送、洗浄・治療、回復までの飼育等の救護活動が適切に実施されるよう、捕獲・搬送体制、洗浄・治療の場の確保等救護対策の充実を図る。

4 補償対策の充実強化

市及び県は、地方公共団体、漁業協同組合等が流出油の防除活動等を実施した場合の防除費用等の請求を円滑に実施するため、油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、法的根拠、請求手続、補償対象となる費用等）の把握に努め、整理の上、市、商工観光業関係者、漁業関係者等関係機関と情報の共有化を図る。

第4 関係者等への的確な情報伝達関係

- 1 市、第七管区海上保安本部及び県等の防災関係機関は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。
- 2 市、第七管区海上保安本部及び県、事故原因者等は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 3 市及び県等の防災関係機関は、市民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

第5 防災関係機関等の防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

市、第七管区海上保安本部等の国の機関、県、警察、民間救助・防災組織、関係事業者並びに港湾管理者等は、大規模海難や油等の大量流出を想定し、より実践的かつ相互に連携した訓練を実施する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市、第七管区海上保安本部及び県等の防災関係機関並びに民間救助・防災組織及び港湾管理者等が訓練を行うに当たっては、気象・海象条件、対応区域、排出油の状態等の事故及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第3節 災害応急対策計画

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

海上災害が発生した場合、必要な対策を適切に実施するためには、海難事故の発生状況や流出油等の種類、性状、量、拡散状況等に関する正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市、第七管区海上保安本部及び県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「海上災害情報伝達系統」（別図）により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

(1) 市

ア 統括部（危機管理課）は、事故発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

イ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

ウ 市は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 事故原因者等（海上保安官署等への事故発生通報）

大規模な海上災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故原因者等は次に掲げる内容を速やかに第七管区海上保安本部等へ通報する。

ア 船名、総トン数、乗組員数、流出油等の種類及び量又は施設名、流出油等の種類及び量

イ 事故発生日時及び場所

ウ 事故の概要

エ 気象、海象の状況

オ 流出油等の状況

カ 今後予想される災害

キ 応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等

ク その他必要な事項

(3) 第七管区海上保安本部

ア 第七管区海上保安本部は、大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を九州運輸局、九州地方整備局及び県等の防災関係機関に連絡する。

イ 第七管区海上保安本部は、必要に応じ船艇、航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行い、被害の状況、応急対策の活動状況、災害対策連絡調整本部設置状況等について、適宜、防災関係機関に連絡する。

(4) 県

ア 県は、第七管区海上保安本部から受けた情報を、警察、関係市、防災関係機関及び漁業団

体等関係団体へ連絡する。

イ 県は、市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

ウ 県は、必要に応じて、消防ヘリコプターの出動を要請する等、被害情報の把握に努めるものとするとともに、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

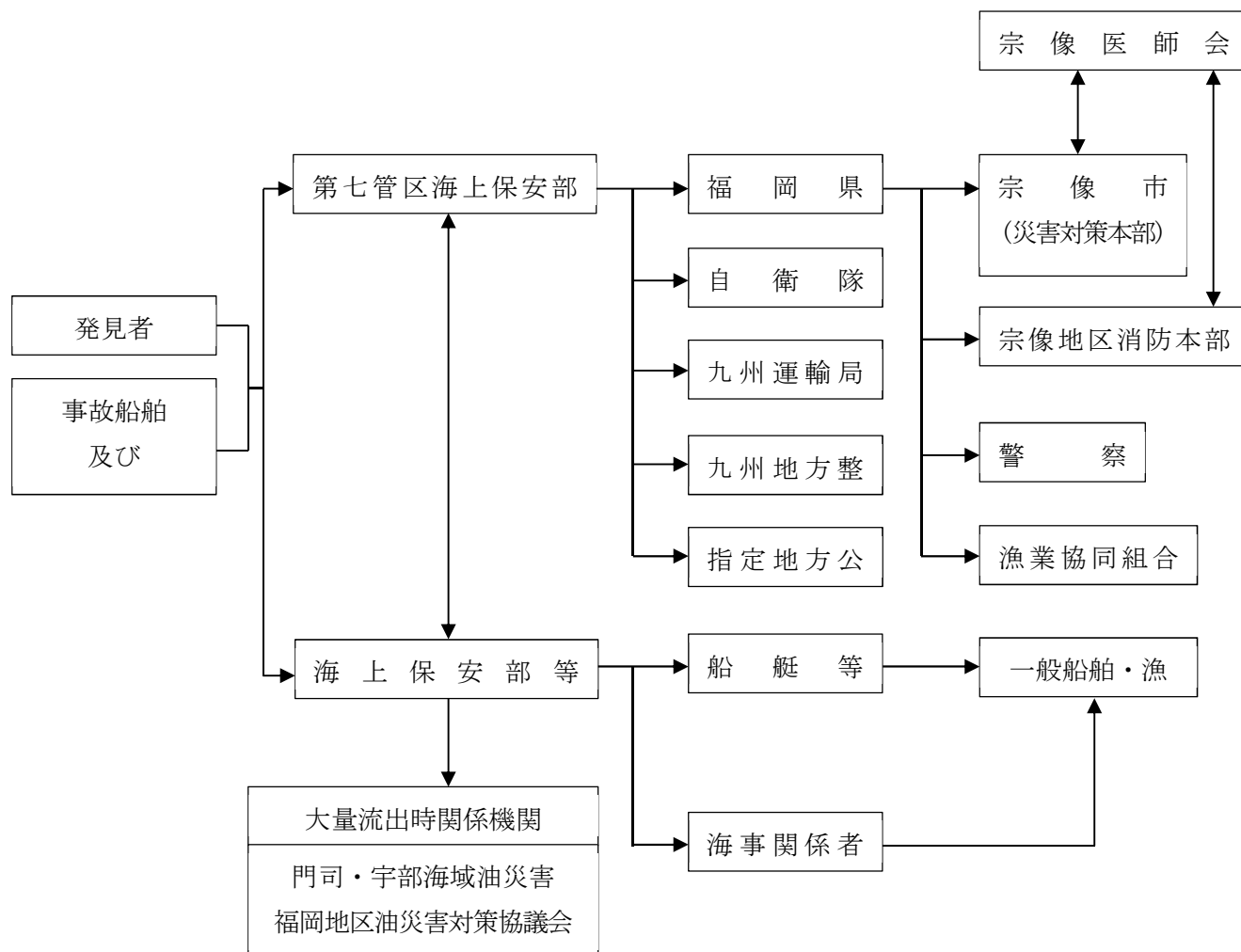
エ 県は、収集した被害情報を庁内で共有し、緊密な連絡体制を取る。

オ 県は、関係市、防災関係機関等とともに、必要に応じ、早期に収集した被害情報や応急対策活動状況を共有する場を設け、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うための調整を行う。

(5) 警察

警察は、必要に応じて、テレビカメラ搭載のヘリコプターにより上空から被害状況の把握を行い、警察庁及び管区警察局に連絡するとともに、県等の関係防災機関へ連絡する。

■海上災害情報伝達系統



2 通信手段の確保

市、第七管区海上保安本部及び県等の防災関係機関並びに事故原因者等は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保する。

第2 活動体制の確立

1 応急対策活動

市は、県、漁業協同組合、第七管区海上保安本部等と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、流出油等の防除措置、船舶交通の制限、警戒区域の設定、避難指示等、必要な応急対策を行う。

■主な活動内容

- 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- 沿岸及び地先海面の警戒
- 沿岸市民に対する避難指示
- 沿岸市民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- 死傷病者の救出、援護（搬送、収容）
- 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油の防除措置の実施
- 消火作業及び延焼防止作業
- 海上保安部等の行う応急対策への協力
- 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導
- 防除資機材及び消火資機材の整備
- 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求等の資料作成並びに関係者への指導
- 風評被害に関すること

注）各応急対策活動の詳細は、第3・4節の関連節を参照

2 広域的な活動体制

市及び県等の防災関係機関は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

なお、応援要請の種類、手続等は、基本編・風水害対策編 第3章 第1節 6 応援要請による。

3 自衛隊の災害派遣

知事は、事故災害による被害が甚大であり、県、市及び各防災関係機関のみでは対処することが困難と予想される場合において、自衛隊法第83条の規定に基づく災害派遣を要請する。

なお、派遣要請の手続等は、基本編・風水害対策編 第3編 第1章 第3節 自衛隊災害派遣要請計画による。

4 防災関係機関の連携体制

(1) 災害対策連絡調整本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置等適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

(2) 災害対策連絡調整本部の構成等

ア 構成及び設置場所

① 構成

第七管区海上保安本部、九州運輸局福岡運輸支局、九州地方整備局、県、警察、関係市町村、港の管理者、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

② 設置場所

第七管区海上保安本部、海上保安部又は事故現場に近い適当な場所

イ 災害対策連絡調整本部への報告等

① 各防災関係機関は、次の事項について災害対策連絡調整本部へ報告するとともに、防災責任者を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

(ア) 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。

(イ) その他各関係機関等が災害対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

② 災害対策連絡調整本部は、前項の報告及び調整の要請を受けたときは、各機関と協議のうえ必要な措置をとる。

5 武力攻撃事態等との調整

当初事故災害と判断して対応したものであっても、その後、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずる等、必要な調整を行う。

第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動

1 搜索活動

市、第七管区海上保安本部及び警察等は、船舶及び航空機等多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施する。

2 救助・救急活動

(1) 事故原因者、防災関係機関等による救助・救急活動

ア 事故原因者等は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

イ 市は、その区域内における救助、救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県又は他の地方公共団体に応援を要請する。

(2) 資機材等の調達等

ア 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

イ 市、第七管区海上保安本部、県等の防災関係機関及び事故原因者等は、必要に応じ、他の地方公共団体、事業者又は民間からの協力等により、救急・救助活動のための資機材を確保

し、効率的な救助・救急活動を行う。

3 医療救護活動・健康管理

市及び県等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び郡市区医師会、医療機関（災害拠点病院（福岡県DMA T）を含む。）、日本赤十字社福岡県支部等の協力を得て、近隣医療機関への搬送又は必要に応じ、救護班の編成・現地への派遣等により、適切な医療救護活動を実施する。

また、現地において、油等防除作業者の健康の保持を図るため、現地救護所の設置による健康相談体制の確保を図る。

4 消火活動

- (1) 市又は第七管区海上保安部は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報し連携を図る。
- (2) 市は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 惨事ストレス対策

- (1) 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 市は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

1 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- (1) 人命の安全
- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

2 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食糧・飲料水等生命の維持に必要な物資

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な物資

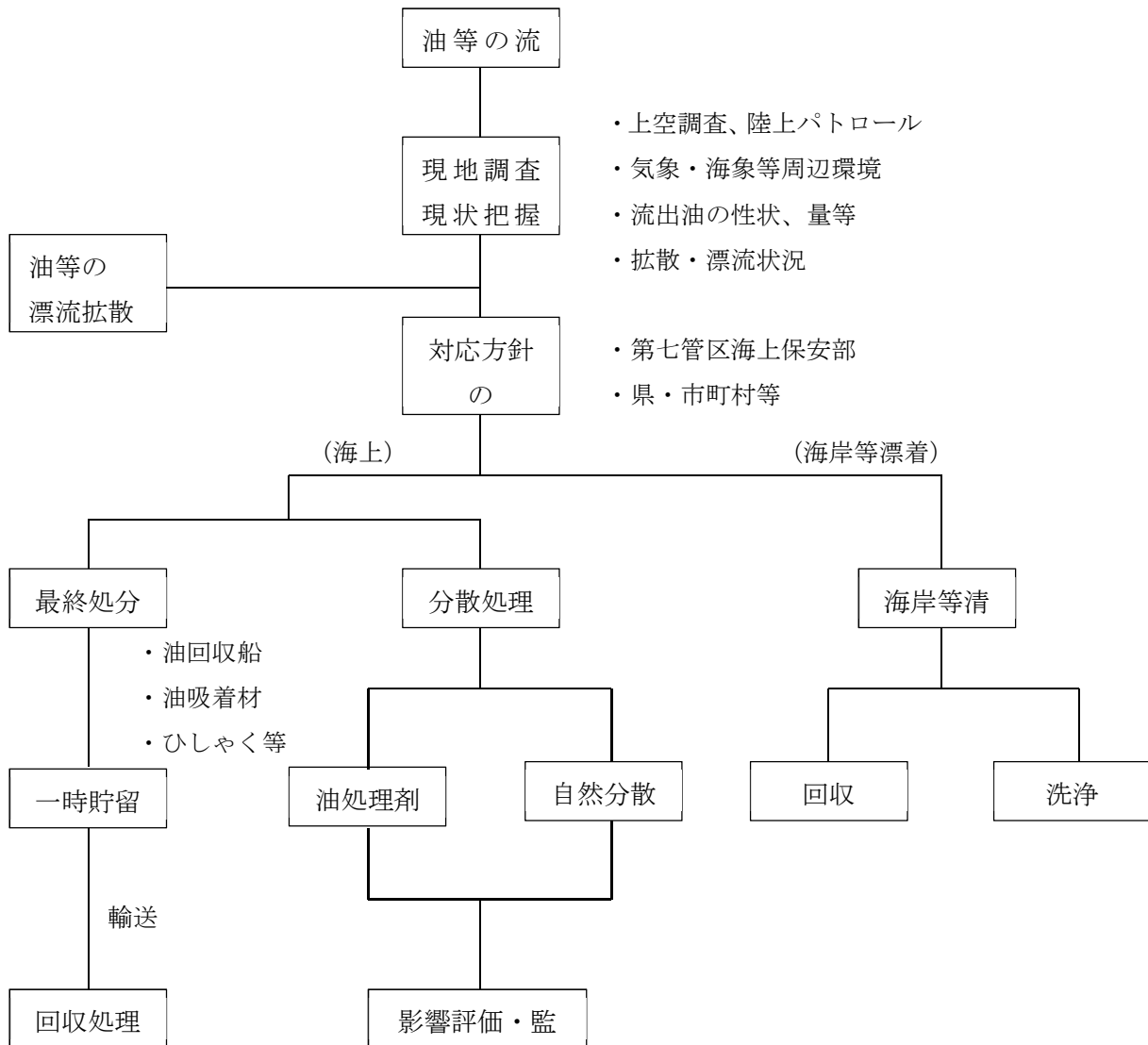
第5 海上災害発生時における応急措置

海上災害の発生時における応急措置については以下のとおりとする。

■海上災害発生時における応急措置

- 関係機関と協力し、負傷者等の救出救護にあたる。
- 管理者は、流出油による災害が発生し、または災害の波及が予想される場合には、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置について、無線、ラジオ、拡声器等により付近航行の船舶に対し周知に努める。
- 沿岸の市民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、市民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について広報者等により、市民に対して周知する。
- 関係機関と協力し、流出油の拡散防止を図るため、オイルフェンスの展張、油吸着材及び油処理剤等の散布、油回収等による流出油の回収を行う。
- 油流出等の事故に際しては、オイルフェンス、化学消火剤、油処理剤等を多量に必要とすることから、防災資機材の調達に協力する。

■流出油等防除作業の概要



参考：「海上防災ハンドブック」及び各排出油等防除マニュアル

1 流出油等の防除

(1) 市の措置

市は、警察署、漁業協同組合、地元住民、ボランティア等と連携を図りながら、概ね次に掲げる活動を展開する。

- ア 海岸等の監視
- イ 海岸等における漂着油等の除去活動の実施
- ウ 回収油等の一時集積場所への貯留
- エ 除去活動情報の収集及び県への連絡

(2) 活動状況等の情報の共有化

市、第七管区海上保安本部、九州地方整備局及び県は、関係機関等との間で、事故情報、流出油等の漂流状況・回収状況、防除方針、それぞれの機関の活動状況等について情報交換を行い、これらの情報について共有化を図る。

2 回収油等の処理

海上又は沿岸において回収された油等の貯留・輸送・処分の一義的責任は事故原因者にある

が、回収油等の搬送・処理を円滑に行うため、関係機関は以下のような支援措置を講ずる。

(1) 回収油等の保管

市及び県等は、回収油等が入ったドラム缶等の集積保管場所について、処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送又は船舶輸送）及び近隣地域住民の生活環境保全上の観点から、適切な場所を選定する。

また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油等の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉する。

なお、大規模な流出油事故で、清掃現場等から大量の油を一時的に貯蔵する必要がある場合は、周辺の地質を調査し貯蔵ピットの造成について検討する。

(2) 回収油等の処理

市及び県等は、回収油等の処理に当たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

また、回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

3 ボランティア活動の支援

県は、油等流出発生直後から、市と連携を図りながら、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、「基本編・風水害対策編 第3編 第1章 第7節 災害ボランティアの受入れ・支援計画」により必要な対策を実施する。

4 環境対策等

市及び県等の関係機関は、水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に対する事故災害による影響の調査並びにそれを踏まえた必要な対策（環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等）について、連携を図りながら実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、必要に応じ、国（環境省等）、専門家による指導・助言等の活用を図る。

5 風評対策

市、県、漁業関係者及び商工観光業関係者等の関係機関は、風評による観光客離れ、消費者の水産物離れ等を防止するため、連携を図りながら、次に掲げるような風評対策を実施する。

- (1) 風評による観光、消費への影響調査
- (2) 風評に対応するための客観資料の収集
- (3) 風評被害を受けた中小企業、漁業者等に対する支援措置
- (4) 報道機関等を通じたキャンペーン活動等

6 補償対策

(1) 関係機関における対応

市、漁業関係者及び商工観光業関係者等の関係機関は、作業内容及びそれに要した経費の把握、

並びに写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。この場合においては、海事鑑定人、国際油濁補償基金、県等連携を図る。

また、補償の早期実現を図るため、できる限り早期に請求を行うよう努める。

(2) 関係機関の連携

市、県、漁業関係者及び商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、必要に応じ、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。この場合において、必要と認めるときは、海事鑑定人、国際油濁補償基金代理人又は委任弁護士の出席を求める。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関並びに事故原因者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

2 市民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関並びに事故原因者等は、事故現場周辺の地域住人はもとより、広く一般市民に対し、海上災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

なお、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市及び県等の防災関係機関並びに事故原因者等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置する等、人員の配置等の体制の整備に努める。

また、市民のニーズを見極め、情報の収集・整理・発信を行う。

第4節 災害復旧計画

第1 災害復旧対策の基本方針

市及び県等は、海上災害による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部署で構成する「被害回復推進会議」を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

第2 被災事業者等の復旧支援

市及び県等は、流出油等により被害を受けた漁業関係者、商工観光業関係者等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等を検討する。

第3 事後の監視等の実施

特に油流出事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、市及び県は、流出油の防除措置終了後も、状況に応じて沿岸等の巡視、環境の状況（水質、底質、野生生物等）の把握等に努め、必要な措置を講ずる。

第3章 危険物等災害対策

第 1 節 総則

第 2 節 災害予防計画

第 3 節 災害応急対策計画

第 4 節 災害復旧計画

【余 白】

第1節 総則

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宗像市の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧）のうち、危険物等（消防法に定める危険物、高圧ガス、火薬類及び毒劇物をいう。以下同じ。）の飛散、漏洩、流出、火災及び爆発等の大規模な危険物等災害に対し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として、宗像市防災会議が定めたものであり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と住民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

なお、この計画に定められていない事項については、宗像市地域防災計画 基本編・風水害対策編、地震対策編及びその他の対策編の定めによる。

第2 災害の想定

この計画の基礎としては、危険物等の飛散、漏洩、流出、火災及び爆発等による多数の死傷者等の発生を想定した。

第3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な危険物等災害対策に関し、防災関係機関が処理すべき事務又は、業務の大綱は以下のとおりとする。

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像市	① 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整 ② 被災者の救出、救護（搬送・収容） ③ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 ④ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示 ⑤ 死傷病者の身元確認 ⑥ 県又は他の市町村に対する応援要請 ⑦ 危険物等に関する規制
九州産業保安監督部	① 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 ② 高圧ガス、火薬類に関する行政指導、取締り
県	① 的確な情報の収集並びに国、市町村及び防災関係機関への通報・調整 ② 自衛隊、地方公共団体等に対する派遣（応援）要請 ③ 医療救護体制の確保 ④ 危険物等に関する指導取締り

警察	① 被害状況の収集及び被害実態の把握 ② 被災者の救出救助 ③ 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 ④ 事故現場及びその周辺における警戒警備 ⑤ 遺体の調査・検視及び身元の確認 ⑥ 行方不明者の搜索 ⑦ 危険物等に関する指導取締り ⑧ その他事故災害に必要な警察活動
その他関係防災機関 （指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）	① 所管の応急対策の実施 ② 市及び県等との協力・連携

第2節 災害予防計画

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 市、県等の防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関内部及び機関相互間におけるそれぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図る。

イ 市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、巡視船、車両等の多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。

ウ 市及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進する。

(2) 情報の分析整理

ア 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

イ 市及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(3) 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(4) 職員の体制

ア 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

イ 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

ウ 市及び県等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。

エ 市及び県等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、市及び県等の防災関係機関は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるように努める。

オ 市及び県等の防災関係機関は、土木・建築職等の技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(5) 防災関係機関相互の連携体制

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行う等相互協力体制を構築しておくよう努める。

イ 市は県への、県は国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県あるいは国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

ウ 市及び県は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努める。

エ 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

(6) 危険物等災害用資機材の整備

市、警察及び事業者は、危険物等災害に備え、生化学防護服特殊型防護ガスマスク等の防護用資機材、ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等救出救助用機材の整備充実に努める。

2 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

ア 事業者は、効率的な救助・救急活動を行うため、職員の教育訓練を行い救助・救急機能の強化を図るとともに、市町村等関係防災機関との連携の強化に努める。

イ 市及び宗像地区消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

ウ 警察、自衛隊及び第七管区海上保安本部は、救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

ア 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院（福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）を含む。）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保体制の整備に努める。

イ 市、県及び事業者は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者等と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担等、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(3) 消火活動関係

ア 市及び事業者は、平時から消防本部、消防団及び自衛防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

イ 市は、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。

ウ 市及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

3 緊急輸送関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。

4 危険物等の大量流出時における防除活動関係

市及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた避難誘導に必要な資機材及び防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

5 避難の受入れ及び情報提供活動関係

以下で定める以外の避難体制等の整備については、基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第7 避難体制の整備」による。

(1) 避難誘導

危険物等の大規模な製造、貯蔵又は輸送に関する施設等を区域内に有する市は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、市民等に対する周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

市は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性に配慮し、管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

(3) 関係者等への的確な情報伝達関係

ア 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。

イ 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、避難者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

ウ 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、市民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

6 防災業務関係者の安全確保関係

市及び宗像地区消防本部は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備する。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 訓練の実施

市及び警察等の防災関係機関及び事業者並びに地域住民は、様々な危険物等災害を想定し、相互に連携を図りながら、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 市、県等の防災関係機関並びに事業者が危険物等災害に係る訓練を行うに当たっては、事故及び被害の想定を明らかにするとともに訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等実践的なものとなるよう工夫する。

この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

8 災害復旧への備え

市、県及び事業者等は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2 防災知識の普及、訓練

1 防災知識の普及

- (1) 市及び県等の防災関係機関は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、市民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動等防災知識の普及・啓発を図る。
- (2) 市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、市民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

2 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及、訓練実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

3 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

施設のある一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

第3節 災害応急対策計画

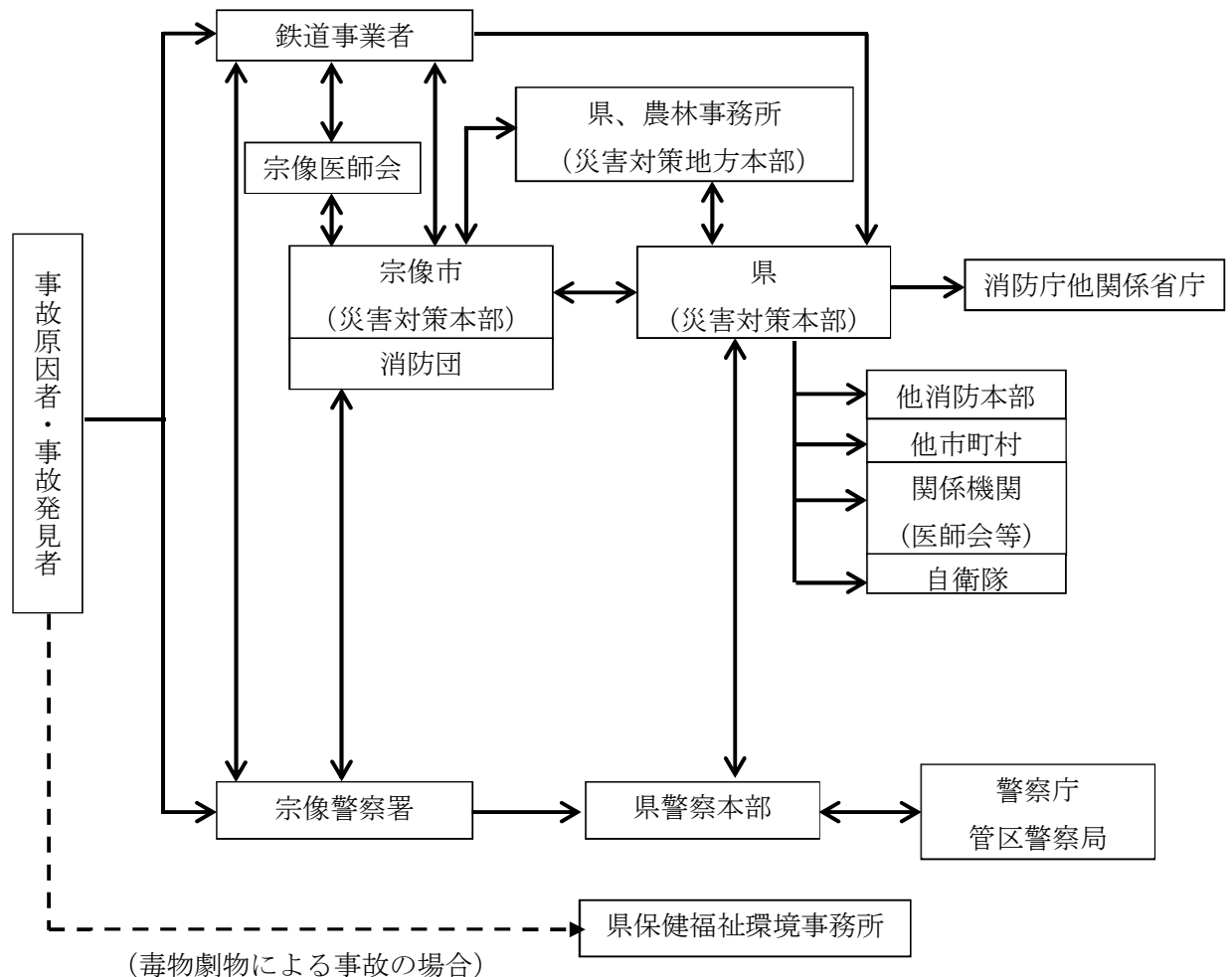
第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

大規模な危険物等災害が発生した場合、必要な対策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、相互に密接な連携の下に、「危険物等災害情報伝達系統」により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

■危険物等災害情報伝達系統



(1) 市

ア 統括部（危機管理課）、宗像地区消防本部、消防団は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要の情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

イ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

ウ 市は、必要に応じ無人航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 事業者

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は、直ちにその情報を、市、県及び警察等の関係防災機関に連絡する。

また、被害状況を、把握できた範囲から直ちに関係防災機関に連絡する。

(3) 県

ア 県は、事業者又は関係防災機関から受けた情報を、国の危険物等取扱規制担当省庁へ連絡するとともに、危険物等取扱規制担当省庁から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡する。

イ 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

ウ 県は、必要に応じて、消防ヘリコプターの出動を要請する等、被害情報の把握に努めるとともに、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

エ 県は、収集した被害情報を庁内で共有し、緊密な連絡体制を取る。

オ 県は、関係市町村、防災関係機関等とともに、必要に応じ、早期に収集した被害情報や応急対策活動状況を共有する場を設け、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うための調整を行う。

(4) 警察

警察は、必要に応じて、テレビカメラ搭載のヘリコプターにより上空から被害状況の把握を行い、警察庁及び管区警察局に連絡するとともに、県等の関係防災機関へ連絡する。

2 事故発生直後の通信確保

市及び県等の防災関係機関並びに道路管理者は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保する。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置等、適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するため、以下のとおり消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定、避難の指示等、必要な応急対策を行う。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 避難所の開設
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 付近住民に対する避難指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請
- 関係防災機関との調整
- 危険物等に関する規制

注）各応急対策活動の詳細は、第3章・4章の関連節を参照。

(3) 二次災害の防止措置

各種危険物を取り扱い又は保有する施設管理者、保安監督者等は、大規模地震等が発生したときは、火災、爆発、流出、拡散等の二次災害を防止するため、消防、警察等関係機関へ通報し、速やかに必要な応急措置を行う。

■二次災害の防止措置

区 分	応 急 対 策
危険物施設	○ 危険物取扱作業の緊急停止と安全点検 ○ 危険物施設からの出火、流出の防止措置 ○ 危険物による災害発生時の活動体制の確立 ○ 消防、警察等関係機関への通報 ○ 従業員及び周辺市民に対する人命安全措施
毒物・劇物保有施設	○ 施設等の安全確認 ○ 汚染区域の拡大防止措置
高圧ガス施設	○ 製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認 ○ 落下防止、転倒防止等の安全措置 ○ 火気使用禁止の広報や危険なときの警告、通報措置
火薬類貯蔵施設	○ 施設等の安全確認 ○ 火薬類の数量等の確認 ○ 危険なときの警告、通報措置

2 関係機関の活動体制

災害の規模が大きく、応急対策活動をより強化する必要があるとして、現地合同現場本部が設置された場合、速やかに職員を派遣する。

3 広域的な応援体制

市及び県等の防災関係機関は、被害の規模等に応じて、災害応急対策を実施するために必要な場合には、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

なお、応援要請の種類、手続等は、基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第6 応援要請」に準ずる。

4 武力攻撃事態等との調整

当初事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに国民保

護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずる等、必要な措置を行う。

第3 個別災害に係る応急対策

1 危険物災害応急対策

(1) 市

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 県

県は、市が所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の措置が適切に講じられるよう、市長又は消防長の要請により指導又は助言を行う。

(3) 警察

人命保護を最重点として、県地域防災計画基本編・風水害対策編 第3編 第2章 第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

2 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

(1) 市

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 県及び九州産業保安監督部

ア 高圧ガス災害

福岡県高圧ガス防災体制本部の設置等により関係機関と密接な連絡をとり、施設の使用停止、高圧ガスの移動停止等の緊急措置を講じる。

イ 火薬類災害

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の製造禁止等の緊急措置を講じる。

(3) 警察

人命保護を最重点として、基本編・風水害対策編第3編 第2章 第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

3 毒劇物災害応急対策

(1) 市

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、死傷者等の救出、警戒区域の設定、汚染区域の拡大防止、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(2) 県

施設の管理責任者に対し、危害防止のための応急措置を講じるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して、警察及び市町村等の関係機関と協調し、交通遮断、緊急避難、広報活動

等の必要な措置を講じる。

(3) 警察

人命保護を最重点として、県地域防災計画 基本編・風水害対策編 第3編 第2章 第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

第4 災害の拡大防止活動

市及び県は、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、警戒区域の設定、市民等の避難、事業者に対する応急措置命令及び施設等の緊急使用停止命令等適切な応急対策を講ずる。

第5 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

(1) 防災関係機関による救助・救急活動

市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、国又は他の地方公共団体に応援を要請する。

(2) 資機材等の調達等

ア 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

イ 市及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、他の地方公共団体又は民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

2 医療活動

(1) 市及び県等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び郡市区医師会、医療機関（災害拠点病院（福岡県DMA T）を含む。）、日本赤十字社福岡県支部等の協力を得て、近隣医療機関への搬送又は必要に応じ、救護班の編成・現地への派遣等により、適切な医療救護活動を実施する。

(2) 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成する。

(3) 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地外の医療機関、都道府県等に対して、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の編成、協力を求める。

3 消火活動

市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

4 惨事ストレス対策

(1) 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(2) 市は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第6 災害の拡大防止のための交通規制及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

ア 第1段階

① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

② 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

③ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

④ 医療機関へ搬送する負傷者等

⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

① 上記アの続行

② 食糧・飲料水等生命の維持に必要な物資

ウ 第3段階

① 上記イの続行

② 災害復旧に必要な物資

2 道路交通規制等

(1) 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視用カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図り、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

なお、規制に当たって、警察、道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(3) 警察は、交通規制が実施された時は、直ちに住民等に周知徹底を図る。

(4) 県は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、社団法人福岡県警備業協会との協定に基づき交通誘導等の実施を要請する。

また、この他の交通対策については、県地域防災計画 基本編・風水害対策編 第3編 第2章 第13節 交通対策計画による。

第7 危険物の大量流出に対する応急対策

1 海上への流出に対する応急対策

ア 市、警察は、危険物等が海上に大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

イ 市及び県等は、危険物等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協議の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

2 河川等への流出に対する応急対策

市及び県等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協議の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用等、既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

第8 避難の受入れ及び情報提供活動

以下で定める以外の避難に関することについては、基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第4 避難対策の実施」による。

1 避難誘導の実施

市は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。また、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

2 指定避難所等

(1) 指定避難所等の開設

市は、発災時に必要な指定避難所等を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

(2) 指定避難所等の管理運営等

市は、指定避難所等の適切な管理運営を行う。

3 関係者等への情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、危険物災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

(2) 住民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般市民に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。また、情

報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置する等、人員の配置等の体制の整備に努める。

また、市民のニーズを見極め収集・整理・発信を行う。

第9 施設、設備の応急復旧活動

市及び県等は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設等の応急復旧を速やかに行う。

第4節 災害復旧計画

- 1 市及び県は、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援する。
- 2 市及び県は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。
- 3 市及び県は、復旧にあたり、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

【余 白】

第4章 林野火災対策

- 第 1 節 総則
- 第 2 節 災害予防計画
- 第 3 節 災害応急対策計画
- 第 4 節 災害復旧計画

【余 白】

第1節 総則

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、宗像市の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧）のうち林野火災に対し、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として宗像市防災会議が定めたものであり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と住民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

なお、この計画に定められていない事項については、宗像市地域防災計画基本編・風水害対策編、地震対策編及びその他の対策編の定めによる。

第2 災害の想定

この計画の基礎としては、火災による広範囲にわたる林野の焼失等を想定した。

第3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

大規模な林野火災対策に関し、防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱は以下のとおりとする。

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像市	① 火災状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報 ② 被災者の救出、救護（搬送・収容） ③ 火災拡大防止のための消火その他消防活動 ④ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示 ⑤ 死傷病者の身元確認 ⑥ 県又は他の市町村に対する応援要請
県	① 的確な情報の収集並びに国、市町村及び防災関係機関への連絡通報・調整 ② 自衛隊、地方公共団体等に対する派遣（応援）要請 ③ 医療救護体制の確保
警察	① 被害状況の収集及び被害実態の把握 ② 被災者の救出救助 ③ 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 ④ 火災現場及びその周辺における警戒警備 ⑤ 遺体の調査・検視及び身元の確認 ⑥ 行方不明者の捜索 ⑦ その他事故災害に必要な警察活動

機関の名称	事務又は業務の大綱
その他関係防災機関 (指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地 方公共機関等)	① 所管の応急対策の実施 ② 県及び市町村等との協力・連携

第2節 災害予防計画

第1 林野火災に強い地域づくり

1 監視体制等の強化

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに以下の措置を講じる。

(1) 火災警報の発令等

気象情况等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講じる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災行政無線等により周知徹底を図る。

(3) 火入れの対応

火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第248号）第21条に基づく市長の許可に当たっては、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分な調整、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。

また、火入れの場所が隣接市町村に接近している場合には、関係市町村に通知する。

(4) たき火等の制限

気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙等、火の使用制限を徹底する。

2 林野所有（管理）者への指導

市及び県は、林野火災予防のため、林野所有（管理）者に対し、次の事項を指導する。

(1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地における防火樹の導入

(2) 自然水利の活用等による防火用水の確保

(3) 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底

(4) 火入れに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立

(5) 火災多発時期における見回りの強化

(6) 林野火災消火用諸資機材の整備

第2 林野火災に対する警戒の強化

市及び県は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。また、市は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。また、乾燥や強風等の気象状況に応じた的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至ることがあること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難なことがあること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする地方公共団体は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

ア 市及び県等の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図る。

イ 市及び県等の防災関係機関並びに関係事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、車両等の多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星等）によるデータの利用可能性についても検討を加える。

ウ 市及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進する。

(2) 情報の分析整理

ア 市及び県等の防災関係機関は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

イ 市及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

(3) 通信手段の確保

市及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

(4) 職員の体制

ア 市及び県等の防災関係機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

イ 市及び県等の防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

ウ 市及び県等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。

エ 市及び県等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、市及び県等の防災関係機関は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるように努める。

オ 市及び県等の防災関係機関は、土木・建築職等の技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

(5) 防災関係機関相互の連携体制

ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行う等相互協力体制を構築しておくよう努める。

イ 市は県への、県は国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県あるいは国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。

ウ 市及び県は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、県は、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の充実強化や、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、救急医療活動の支援体制の整備に努める。

エ 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

2 救助・救急、医療及び消火活動関係

(1) 救助・救急活動関係

ア 警察は、捜索活動を実施するための、船舶、航空機等の整備に努める。

イ 市及び京築広域圏消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動関係

ア 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院（福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）を含む。）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保体制の整備に努める。

イ 市、県及び道路管理者は、あらかじめ、消防と医療機関、事業者等と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する傷病者の分担等、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(3) 消火活動関係

ア 消防体制の整備

市及び関係行政機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を図るため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。

さらに、県内市町村消防相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

イ 消火活動体制の整備

消防機関等は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制の整備に努めるものとする。

ウ 火災対策用施設等の整備

市及び県等の防災関係機関は、火災対策用施設はもとより、火気取扱場所及びこれに関する設備、火災の早期発見等の施設を整備する。

① 県

林野火災の危険性の高い民有林が所在する市町村に、簡易防火用水等の林野火災予防用機材を重点的に配備する。

② 市

(ア) 防火水槽及び自然水利施設の増強を図る。

(イ) ヘリポート・補給基地の整備及び維持管理を推進する。

③ 九州森林管理局

国有林に係る防火線並びに林道の整備保全を行う。

④ 関係機関（管理者等）

(ア) 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水を整備する。

(イ) 土管等を利用した路端用灰皿等を整備する。

エ 資機材の整備

関係機関は、消防力の強化のため、防衛資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

① 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシューター、チェーンソー等作業用機器等、消火作業機器等の整備を推進する。

② 消火薬剤等の備蓄

第一りん酸アンモニウム（MAP）、第二りん酸アンモニウム（DAP）、展着剤等、消火薬剤等の備蓄を推進する。

オ 消防水利の多様化

市及び県は、大規模な災害に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

カ 空中消火体制

市は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進し、林野火災の状況に応じて早期にヘリコプターの活用が図れるようにするため、ヘリコプター、活動拠点、熱源探査装置を含む資機材等の整備を推進するものとする。

キ 自主防災組織等との連携等

市は、平時から消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施、

それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備及び消防車両等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

3 緊急輸送関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備する。

4 避難の受入れ及び情報提供活動関係

以下で定める以外の避難体制等の整備については、基本編・風水害対策編 第2章 第3節「第7 避難体制の整備」による。

(1) 避難誘導

市は、指定緊急避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から市民等への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民等に対する周知徹底を図る。

(2) 指定避難所

市は、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性に配慮し、管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、市民への周知徹底を図る。

(3) 関係者等への的確な情報伝達関係

ア 市及び県等の防災関係機関は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておく。

イ 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、避難者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。

ウ 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、市民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

5 施設、設備の応急復旧活動関係

市及び県は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。

6 二次災害の防止活動関係

市及び県は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策を推進する。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 訓練の実施

市及び県等の防災関係機関並びに森林組合等の林業関係団体、民間企業及び地域住民等（以下

「関係団体等」という。)は、相互に連携を図りながら、より実践的な消火等の訓練を実施する。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

ア 市及び県等の防災関係機関並びに関係団体等が訓練を行うに当たっては、林野火災及び被害の想定を明らかにするとともに訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるほか、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

第4 防災活動の促進

1 防災知識の普及、予防啓発活動

(1) 防災思想の普及

市及び県等の防災関係機関並びに関係団体等は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意し、火災多発時期を重点的に、ハイカーなどの入山者等を対象とした次に掲げる予防広報を積極的に推進する。

ア 山火事防止月間の設定

春季・秋季に山火事防止月間を設け広報誌等を活用し周知徹底を図る。

○ 春・・・3月1日～3月31日 ○ 秋・・・11月1日～11月30日

イ ポスター、標識板等の設置

登山口、林道、樹木、駅、交通機関等に提示し注意を喚起する。

ウ ラジオ、テレビ等の活用

報道機関、学校等の協力を得て、防火思想の普及、啓発を図る。

(2) 要配慮者への配慮

防災知識の普及及び訓練実施に当たっては、要配慮者を強く意識し、避難に当たり、多数の支援を必要とする者が多く通所又は入所する医療・福祉系施設における防火安全対策の推進、及び地域における支援体制整備に資するよう努める。

2 住民の防災活動の環境整備

(1) 市、県は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・設備の充実、青年・女性層の団員への参加促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

(2) 林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、市及び県は、市民や事業所等の自主防災活動を助成・助長する。

第3節 災害応急対策計画

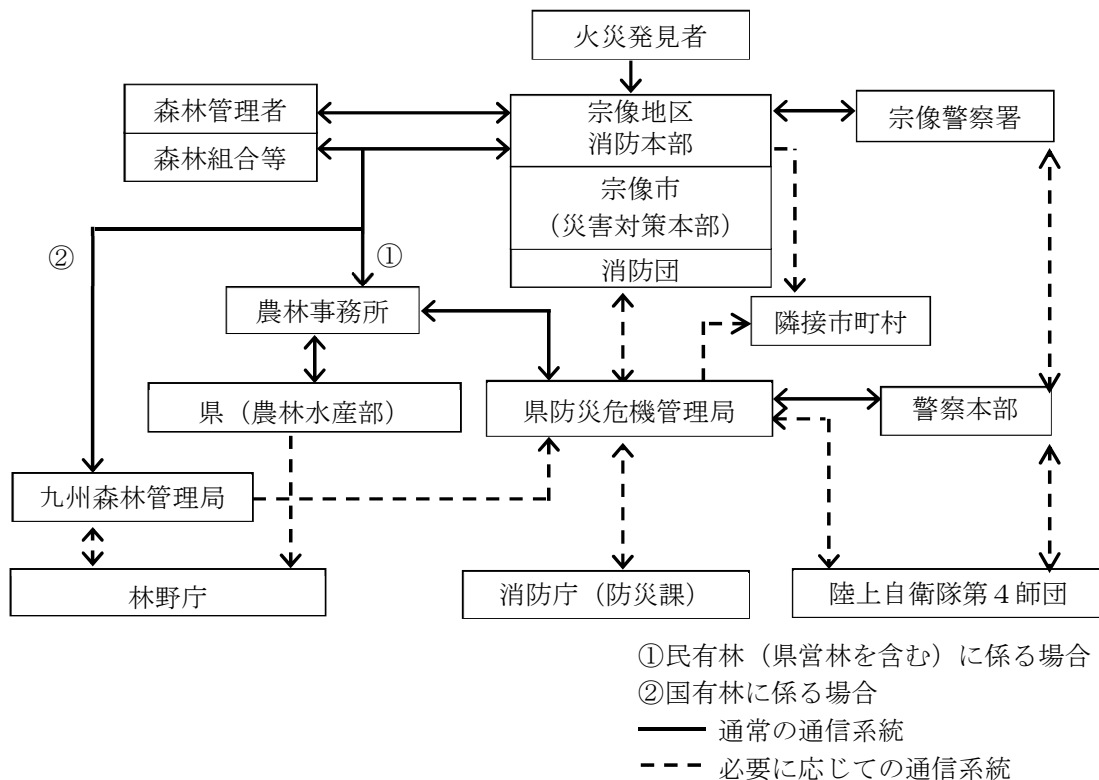
第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

大規模な林野火災が発生した場合、必要な対策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

このため、市及び県等の防災関係機関は、相互に密接な連携の下に、「林野火災情報伝達系統」により迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

■火災通報の伝達系統



(1) 市

林野火災の発見者は、直ちに宗像地区消防本部へ通報する。

市長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県、隣接市町、警察署等へ通報するとともに、状況に応じ、地区住民、入山者等に対し周知を図る。

統括部(危機管理課)は、火災の規模等が即報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県(総務部防災危機管理局)に報告する。

■即報基準

- 焼損面積 10ha 以上と推定されるもの
- 空中消火を要請した又は実施したもの
- 住家等へ延焼するおそれがあるもの
- 人的被害が発生したもの
 - ・ 死者が 3 人以上生じたもの
 - ・ 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
- 人的被害が発生したもの
- 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 県

ア 森林保全巡視員等は、火災を発見したときは、速やかに市及び宗像地区消防本部並びに所轄の農林事務所に通報する。通報を受けた農林事務所は、火災の状況を調査するとともに、本庁に報告する。

イ 県は、火災の規模等が国の定める通報基準に達したとき、また、必要と認めるときは、消防庁に速報を行う。

ウ 県は、必要に応じて、消防ヘリコプターや無人航空機等の出動を要請する等、被害情報の把握に努めるとともに、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

エ 県は、収集した被害情報を庁内で共有し、緊密な連絡体制を取る。

オ 県は、関係市町村、防災関係機関等とともに、必要に応じ、早期に収集した被害情報や応急対策活動状況を共有する場を設け、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うための調整を行う。

(3) 九州森林管理局

ア 森林管理署職員等は、火災を発見したときは、速やかに所轄の森林事務所、森林管理署に通報する。

森林管理署は、直ちに地元消防機関へ通報するとともに火災の状況を九州森林管理局へ報告する。

イ 九州森林管理局と県は、相互に情報交換を行う。

(4) 警察

警察は、必要に応じて、テレビカメラ搭載のヘリコプターにより上空から被害状況の把握を行い、警察庁及び管区警察局に連絡するとともに、県等の防災関係機関へ連絡する。

2 事故発生直後の通信確保

市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保する。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 現場指揮本部の設置

宗像地区消防本部及び消防団は、必要に応じて現場指揮本部を設置し、林業関係団体、関係機関と連携、協力して防御にあたる。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、宗像地区消防本部と連携し、災害の状況から判断して必要であれば災害対策本部の設置等適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備するとともに、宗像地区消防本部に協力する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

(3) 関係機関への応援要請

火災が拡大し、消火困難と認めたときは、現地災害対策本部を設置し、消防相互応援協定や自

衛隊の派遣要請に基づき広域的な応援体制をとる。

(4) 空中消火体制

林野火災は、地理的条件が悪く、消防水利の利用不能な場合が多いため、必要に応じて空中消火を行う。

市は、以下のとおり自衛隊等による円滑な空中消火を実施するための体制をとる。

■空中消火の実施方法

項 目	内 容
空中消火の要請	○ 地上消火が困難と認めるときは、県へ通報し、防災ヘリコプター（福岡市、北九州市の消防ヘリコプター等）、自衛隊ヘリコプター等の空中消火を要請する。
空中消火の支援体制	空中消火を円滑に行うため、次の措置を行う。 ○ 陸空通信隊の編成 ○ 林野火災用防災地区の作成 ○ 空中消火補給基地の設定 ○ 臨時ヘリポート等の設定 ○ 空中消火用資機材等の点検、搬入

2 応急対策活動

市は、宗像地区消防本部と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難指示等、必要な応急対策を行う。

■主な活動内容

○ 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報 ○ 被災者の救出、救護（搬送・収容） ○ 避難所等の開設 ○ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 ○ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示（緊急） ○ 死傷病者の身元確認 ○ 県又は他の市町村に対する応援要請 ○ 関係防災機関との調整

注）各応急対策活動の詳細は、第3章・4章の関連節を参照。

3 関係機関の活動体制

災害の規模が大きく、応急対策活動をより強化する必要があるとして、現地対策本部が設置された場合、速やかに職員を派遣する。

4 広域的な応援体制

市及び県等の防災関係機関は、被害の規模等に応じて、応急対策を実施するために必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。また、林野火災の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。さらに、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとと

もに、早期に応援を要請するものとするほか、県内応援部隊の調整を行う機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

なお、応援要請の種類、手続等は、基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第6 応援要請」に準ずる。

第3 救助・救急、医療及び消火活動

1 救助・救急活動

(1) 防災関係機関による救助・救急活動

市及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて、国又は他の地方公共団体に応援を要請する。

(2) 資機材等の調達等

ア 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。

イ 市及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、他の地方公共団体又は民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

2 医療活動

(1) 市及び県等は、負傷者等に対する医療活動を行うため、県医師会及び郡市区医師会、医療機関（災害拠点病院（福岡県DMAT）を含む。）、日本赤十字社福岡県支部等の協力を得て、近隣医療機関への搬送又は必要に応じ、救護班の編成・現地への派遣等により、適切な医療救護活動を実施する。

(2) 自衛隊は、要請に応じ、救護班を編成する。

3 消火活動

(1) 市は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消防活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。

なお、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとするほか、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

(2) 市及び県等は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。

(3) 発災現場以外の市町村は、発災現場の地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(4) 応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するほか、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路

でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。また、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。

4 惨事ストレス対策

- (1) 搜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- (2) 市は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

ア 人命の安全

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

ア 第1段階

① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

② 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

③ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等

④ 医療機関へ搬送する負傷者等

⑤ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

① 上記アの続行

② 食糧・飲料水等生命の維持に必要な物資

ウ 第3段階

① 上記イの続行

② 災害復旧に必要な物資

2 道路交通規制等

(1) 警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視用カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図り、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止する等の交通規制を行う。

なお、規制に当たって、警察、道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

(3) 警察は、交通規制が実施された時は、直ちに市民等に周知徹底を図る。

(4) 県は、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、社団法人福岡県警備業協会との協定に基づき交通誘導等の実施を要請する。

また、この他の交通対策については、県地域防災計画 基本編・風水害対策編 第3編 第2章 第13節交通対策計画による。

第5 避難の受入れ及び情報提供活動

以下で定める以外の避難に関することについては、基本編・風水害対策編 第3章 第2節「第4 避難対策の実施」による。

1 避難誘導の実施

市は、発災時には、人命の安全を第一に地域住民等の避難誘導を行う。

また、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、市民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は以下のように行う。

(1) 防災無線等

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、市民及び入山者を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車等

広報車や警察車両で知らせ、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の市民及び入山者を安全地帯に誘導する。

(3) 航空機

入山者が山深くに入っている場合、又はハイキング等で多数の入山者が広範囲に散在するような場合、県警察は航空機による上空からの避難誘導を行う。

2 指定緊急避難場所

市は、発災時には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

3 指定避難所等

(1) 指定避難所等の開設

市は、発災時に必要な指定避難所等を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

(2) 指定避難所等の管理運営等

市は、指定避難所等の適切な管理運営を行う。

4 関係者等への情報伝達活動

(1) 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合うものとし、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

(2) 市民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関は、災害発生地の住民はもとより、広く一般市民に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧情報等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する専用窓口を設置する等、人員の配置等の体制の整備に努める。

また、市民のニーズを見極め収集・整理・発信を行う。

第6 応急復旧及び二次災害の防止活動

市及び県は、必要に応じ国と連携し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者を活用し、土砂災害等の危険箇所を点検するとともに、危険性の高い箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、可及的速やかに砂防施設、治山施設等の整備を行うものとする事業等を実施する。

なお、県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生することがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

第4節 災害復旧計画

第1 迅速かつ円滑な被災施設の復旧

市及び県等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は、支援する。また、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第2 林野火災対策資料の作成

関係機関は、措置した事項を整理記録し今後の対策樹立を図る。

市は、焼損面積20ha以上の火災の場合は、昭和55年3月11日付け消防地第81号に定める林野火災調査資料を作成し、速やかに県に報告を行う。

【余 白】

第5章 放射線災害

第 1 節 総則

第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第 3 節 災害応急対策計画

第 4 節 災害復旧計画

【余 白】

第 1 節 総則

第 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、宗像市の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧）のうち放射性物質の放出による放射線災害の防止を期す上で、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として、宗像市防災会議が定めたものであり、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と市民福祉の確保に万全を期することを目的とする。

但し、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）の趣旨を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害については、宗像市地域防災計画 原子力災害対策編によるものとする。

なお、この計画に定められていない事項については、宗像市地域防災計画 基本編・風水害対策編、地震対策編及びその他の対策編の定めによる。

第 2 災害の想定

この計画の基礎としては、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設（以下「放射性物質取扱施設」という。）からの火災等による放射線の放出又は運搬中の事故に伴う放射性物質の漏洩等を想定した。

第3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	事務又は業務の大綱
宗像市	① 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報・調整 ② 被災者の救出、救護（搬送・収容） ③ 事故拡大防止のための消火その他消防活動 ④ 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示 ⑤ 死傷病者の身元確認 ⑥ 県又は他の市町村に対する応援要請 ⑦ 風評被害対策に関すること
県	① 的確な情報の収集並びに国、市町村及び防災関係機関への連絡通報・調整 ② 自衛隊、地方公共団体等に対する派遣（応援）要請 ③ 医療救護体制の確保 ④ 風評被害対策に関すること
警察	① 被害状況の収集及び被害実態の把握 ② 被災者の救出救助 ③ 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 ④ 事故現場及びその周辺における警戒警備 ⑤ 遺体の調査・検視及び身元の確認 ⑥ 行方不明者の搜索 ⑦ その他事故災害に必要な警察活動
放射性物質取扱施設の設置者（以下「施設設置者」という。）	① 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 ② 施設の防災対策の実施
その他関係防災機関 （指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等）	① 所管の応急対策の実施 ② 県及び市町村等との協力・連携

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

第1 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 市、県等の防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関、機関内部、機関相互間におけるそれぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。

また、夜間、休日の場合等を含めた連絡体制の整備を図る。

- (2) 市及び県等の防災関係機関並びに航空運送事業者は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ、航空機、無人航空機、巡視船、車両等の多様な情報収集手段を有効に活用できる体制を整備するとともに、様々な観測機器（人工衛星・深海調査機器、短波海洋レーダー等）によるデータの利用可能性についても検討を

加える。

- (3) 市及び県等の防災関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておく等、体制の整備を推進する。

2 情報の分析整理

- (1) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。
- (2) 市及び県等の防災関係機関は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用等により、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、福岡県非常通信連絡会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

4 職員の体制

- (1) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。
- (2) 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。
- (3) 市及び県等の防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時

から構築することに努める。

- (4) 市及び県等の防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化する等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、市及び県等の防災関係機関は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策を予め整えるように努める。

- (5) 市及び県等の防災関係機関は、土木・建築職等の技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

5 防災関係機関相互の連携体制

- (1) 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行う等相互協力体制を構築しておくよう努める。
- (2) 市は県への、県は国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県あるいは国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておく等、必要な準備を整えておく。
- (3) 市及び県は、消防の応援について近隣市町村及び県内全市町村による消防相互応援体制の整備に努め、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練、ドクターヘリの運用体制の構築等を通じて、緊急医療活動等の支援体制の整備に努める。
- (4) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

6 放射線検出体制の整備

施設設置者等は、防護服のほか、放射線測定機器等の整備等を通じ、収納された放射性物質や輸送容器の異常の有無を定期的に確認するとともに、緊急時における放射線の量及び放射性物質による汚染状況の測定体制を整備する。

市及び県は、放射線測定機器、防護服等の整備に努める。

7 専門家の派遣体制

県は、施設設置者等から放射線災害の発生の連絡を受けた場合、国の担当省庁に対し事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておく。

8 放射線災害用資機材等の整備

市、県、警察及び医療機関等は、放射線災害に備え、放射線測定資機材、除染資機材及び陽圧式化学防護服や空気呼吸器等の防護用資機材並びに応急救護医薬品類の整備充実に努める。

第2 避難収容活動関係

市が市民の避難誘導の方法についてあらかじめ定める場合、人命の安全確保と秩序ある行動維持の両立に配慮するとともに、コンクリート屋内退避体制の整備及び積極的な住民周知に努める。

第3 緊急輸送活動関係

警察及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通の管理体制を整備する。

第4 救助・救急、医療及び消火活動関係

1 救助・救急活動関係

市及び宗像地区消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、ヘリコプター及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動関係

- (1) 県は、県医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院（福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMA T）を含む。）と連携して、負傷者が多数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保体制の整備に努める。
- (2) 市及び県並びに施設設置者等は、あらかじめ、緊急時の被ばく医療対応可能機関をはじめとする医療機関との相互連絡体制の整備を図るとともに、同体制に係る計画作成に努める。
- (3) 県は、県卸業協会等を通じ、放射線災害に必要な医薬品の確保に努める。

3 消火活動関係

市は、平時から施設設置者等との連携強化を図り、放射性物質取扱施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

第5 周辺住民等への的確な情報伝達活動関係

- 1 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、発災後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について整理しておく。
- 2 市及び県等の防災関係機関並びに事業者は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。
- 3 市、県等の防災関係機関は、住民等からの問い合わせ等に対応する窓口設置等の体制についてあらかじめ準備しておく。

第6 防災関係機関等による防災訓練の実施

1 訓練の実施

市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者等は、相互に連携を図りながら、より実践的な訓練を実施する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 市、県及び自衛防災組織等が放射線災害に係る訓練を行うに当たっては、事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件設定を通じ、実践的なものとなるよう工夫する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第7 災害復旧への備え

市、県及び施設設置者等は、災害復旧に資するため、放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図る。

第3節 災害応急対策計画

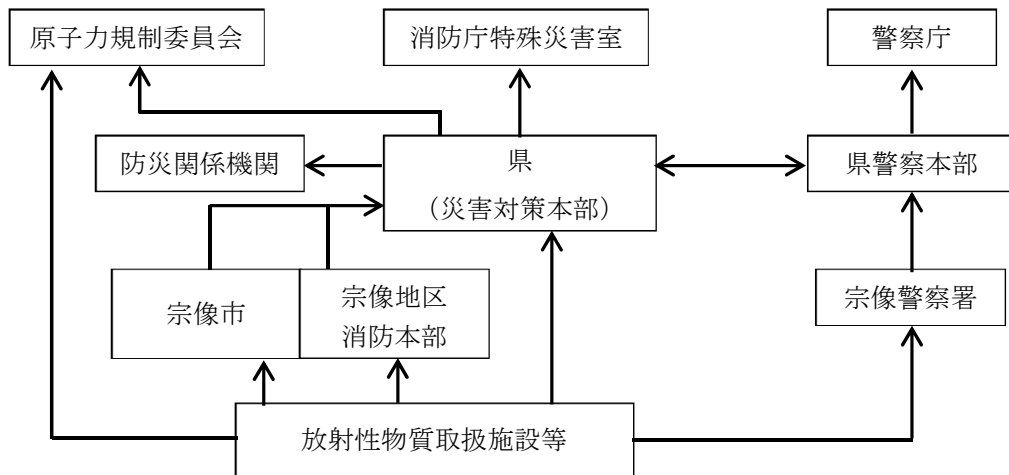
第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

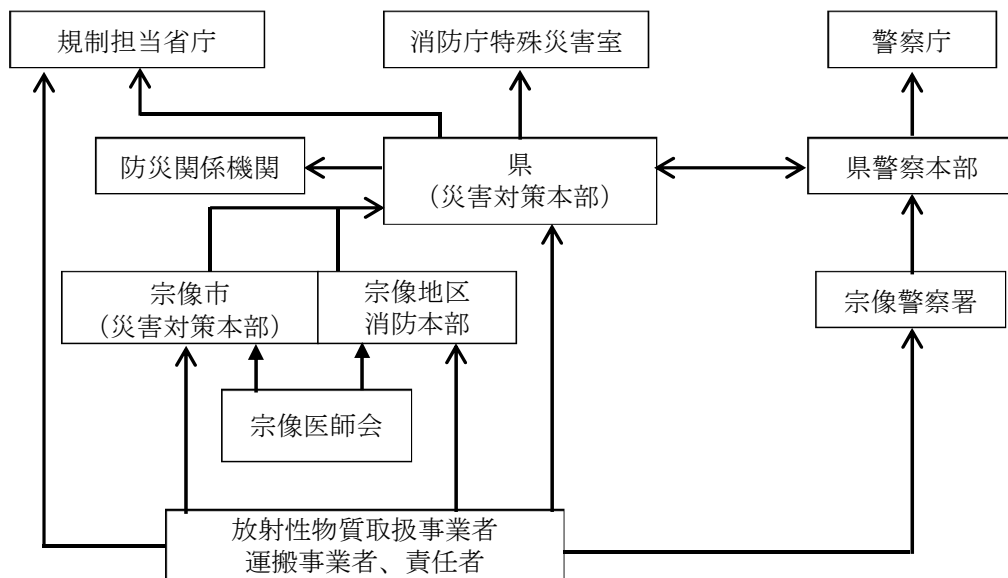
放射線災害が発生した場合、必要な施策を適切に実施するためには、正確な情報を迅速に収集し、関係機関相互にこれらの情報の共有化を図る必要がある。

そのため、市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者等は、相互に密接な連携の下に、以下に掲げる各情報伝達系統により、迅速かつ的確に災害情報を収集し、伝達する。

■放射性物質取扱施設等に係る災害時の情報連絡系統



■運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等に係る情報連絡系統



(1) 市

ア 統括部（危機管理課）、宗像地区消防本部、消防団は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

イ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

ウ 市は、必要に応じ航空機等による目視、撮影等による情報収集及び画像情報の利用による被害規模の把握を行うとともに、県に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

(2) 施設設置者等

施設設置者等は、放射性物質の放出等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに国の担当省庁及び県、市、警察等の防災関係機関に通報する。

また、事故現場における被ばくのおそれの有無及び放射線量等の被害状況、被ばく防止のため既に実施された応急措置内容、活動体制及び対策本部設置状況等について、把握できた範囲から直ちに連絡する。

(3) 県

ア 県は、施設設置者等から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡し、相互に緊密な連携を図る。

イ 県は、市及び施設設置者等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ国の担当省庁に対し、事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

ウ 県は、必要に応じて、消防ヘリコプターの出動を要請するとともに、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡する。

エ 県は、必要と認める場合、県で依頼する放射線アドバイザーに対し意見を聴くこととする。

オ 県は、収集した被害情報を庁内で共有し、緊密な連絡体制を取る。

カ 県は、関係市町村、防災関係機関等とともに、必要に応じ、早期に収集した被害情報や応急対策活動状況を共有する場を設け、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うための調整を行う。

(4) 警察

警察は、必要に応じて、テレビカメラ搭載のヘリコプターにより上空から被害状況の把握を行い、警察庁及び管区警察局に連絡するとともに、県等の関係防災機関へ連絡する。

2 事故発生直後の通信確保

市及び県等の防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保する。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況を判断して、災害対策本部の設置等、適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じては、現地災害対策本部を設置する。

(2) 応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定等、必要な応急対策を行う。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 放射線量の測定、モニタリングの実施
- 被災者の救出、救護（搬送・収容）
- 指定緊急避難場所・指定避難所の開設
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請

注）各応急対策の詳細は、第3章・4章の関連節を参照。

2 関係機関の活動体制

災害の規模が大きく、応急対策活動をより強化する必要があるとして、現地合同現場本部が設置された場合、速やかに職員を派遣する。

3 広域的な応援体制

市及び県等の防災関係機関は、被害の規模等に応じて、災害応急対策を実施するために必要な場合には、他の地方公共団体等に対して応援を要請する。

なお、応援要請の種類、手続等は、基本編・風水害対策編 第3章 第1節「第6 応援要請」に準ずる。

4 武力攻撃事態等との調整

当初事故災害と判断して対応したものであっても、その後国民保護法に基づき、政府において事態認定が行われ、国民保護対策本部を設置すべき指定の通知があった場合、直ちに国民保護対策本部を設置し、災害対策本部等を廃止する。この場合において実施した各種の措置についても、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずる等、必要な措置を行う。

第3 屋内待避・避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 退避及び避難に関する準備

市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が「屋内退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、当該地域住民に対し、退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

その他放射性物質等により、地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、同様の措置をとる。

■屋内退避及び避難に関する指標

予測線量（単位：ミリシーベルト）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	
10～50	100～500	○ 市民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ○ ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	○ 市民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づき周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。

3 外部被ばくによる実効線量と放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量※が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとる。

※等価線量：体の場所毎の被ばく量

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」（平成22年最終改訂）

(2) 退避等の方法

市は、昼夜の別、地形、風向等の気象動向を総合的に勘案しながら、必要に応じ、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、地区住民を退避又は避難させる。

その際、要配慮者、特に避難行動要支援者に配慮する。

また、避難時の服装等について、広報車及び消防団等により市民等への周知を図る。

■避難時の服装等

- ゴーグル、マスク、ビニールカッパ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防いで避難すること。
- 避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。

参考：原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」（平成22年最終改定）

2 指定避難所等

(1) 指定避難所等の開設

市は、発災時に必要な指定避難所等を開設し、市民等に対し周知徹底を図る。

(2) 指定避難所等の管理運営等

市は、指定避難所等の適切な管理運営を行う。

3 飲料水、飲食物等の摂取制限

(1) 飲料水、飲食物

市民対策班及び宗像地区事務組合は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、「食品中の放射性物質の規格基準」（食品衛生法）を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の必要な措置を講じる。

また、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

■ 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射性ヨウ素	放射性セシウム
飲料水、牛乳・乳製品	$3 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上	$2 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上
野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他	$2 \times 10^3 \text{Bq/kg}$ 以上	$5 \times 10^2 \text{Bq/kg}$ 以上

参考：福岡県地域防災計画 原子力災害対策編

(2) 農林水産物の摂取及び出荷制限

産業班は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、次の措置を講じるよう指示する。

■ 必要となる措置

- 農作物の作付け制限
- 農林畜産物等の採取、漁獲の禁止
- 農林畜産物等の出荷制限
- 肥料・土壌改良資機材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- その他必要な措置

また、上記の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

第4 警戒区域の設定、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 警戒区域の設定

災害地の市は、地域住民の安全を守るため、必要に応じ警戒区域を設定する。

2 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

なお、規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。

第5 救助・救急、医療及び消火活動

1 施設設置者等、防災関係機関による救助・救急活動

- (1) 施設設置者等は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- (2) 宗像地区消防本部は、現場活動する職員の二次汚染等の防止に努める。
- (3) 市及び県等の防災関係機関は、被害状況の早急な把握に努め、必要があれば、速やかに他の機関に応援を要請する。
- (4) 資機材等の調達等
 - ア 救急・救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。
 - イ 施設設置者等は、災害に備え、資機材等の整備、備蓄を図るとともに、調達体制を整備する。
 - ウ 市及び県等の防災関係機関は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

2 医療・救護活動

- (1) 医療班の編成と救護活動
 - ア 災害医療活動のほか、市は、地元の医師会の協力を得て医療班を編成する。
 - イ 県は、市の要請により、京築保健環境福祉事務所等を中心に医療班を編成する。
編成に当たっては、県医師会、日赤福岡県支部及び災害拠点病院等と連携をとる。
 - ウ 県の医療班は、国からの要請等により派遣される緊急被ばく医療派遣チーム（放射線医学総合研究所）の助言等を受け、救護所において放射線による被ばくを受けた者又はそのおそれのある者の検査及び救護に当たるも。
救護所は、公民館等の公共的施設又は医療機関に開設する。
- (2) 医療機関における検査、治療等
精密な検査等の医療措置を要すると認められる者がある場合、市及び県は、自衛隊等関係機関の協力を得て原子力災害拠点病院等に移送し、必要な検査、除染及び治療を受けさせる。
- (3) 放射線障害専門病院への移送
県下の医療機関において実施することができない人体放射能汚染の除去や治療等を必要とする場合は、放射線障害専門病院（放射線医学総合研究所等）へ移送する。
- (4) 災害医療活動
 - ア 派遣要請を受けた福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）は、各機関の救急隊と連携しながら、トリアージ（被害状況に応じた治療優先順位の決定）等の災害医療に直ちに着手する。
 - イ 災害医療を継続するために必要であれば、県は、福岡県赤十字血液センターによる血液搬送や県医薬品卸業協会、県医療機器協会による医薬品等の運搬等の各種要請を行う。

3 消火活動

(1) 施設設置者等による消火活動

施設設置者等は、速やかに火災の発生状況を把握し、安全を確保しつつ、迅速に初期消火活動を行うとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

(2) 市による消火活動

ア 市は、放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ、消防活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ、施設設置者等と協力して迅速に消火活動を実施する。

イ 災害現場の市長は、災害規模大で、市の消防力だけでは対処できない場合は県内消防相互応援協定又は隣接消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。

ウ 災害現場以外の市町村は、同協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第6 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者の家族等への情報伝達活動

市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者等は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、農畜水産物等の安全性の確認状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、災害時要援護者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うとともに、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡を取り合う。

2 市民等への的確な情報の伝達

市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者等は、災害発生地市民等に対し、災害の状況、安否情報、施設等の復旧情報、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。また、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行う。

3 市民等からの問い合わせに対する対応

市及び県等の防災関係機関並びに施設設置者等は、必要に応じ、発災後速やかに市民等からの問い合わせに対応するように、人員の配置等の体制の整備に努める。

また、市民のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

第4節 災害復旧計画

第1 関係情報の収集・調査

市及び県等の関係機関は、大気、水質、農林水産資源、水鳥、植生等に対する事故災害による影響の調査並びにそれを踏まえた必要な対策（環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等）について、連携を図りながら実施する。

なお、環境対策の実施に当たっては、必要に応じ、国（環境省等）、専門家による指導・助言等の活用を図る。

第2 健康対策

市及び県は、県医師会等と連携し、災害発生地周辺の市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。

第3 風評対策

市、県、商工観光及び農林水産業関係者等の関係機関は、風評による観光客離れ、消費者の農林水産物離れ等を防止するため、連携を図りながら、次に掲げるような風評対策を実施する。

- 1 風評による観光、消費への影響調査
- 2 風評に対応するための客観資料の収集
- 3 風評被害を受けた事業者等に対する総合的な相談窓口の設置等の支援
- 4 報道機関等を通じたキャンペーン活動等

【余 白】

宗像市地域防災計画

事故対策編

(令和8年6月改正)

編集・発行 宗像市防災会議
事務局 宗像市 総務部 危機管理課

〒811-3492
福岡県宗像市東郷1丁目1番1号
TEL 0940-36-1121
FAX 0940-37-1242